

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

六六

告 示

○銃猟禁止区域を設定する件の一部を改正する件

六六

○特定猟具使用禁止区域を指定する件の一部を改正する件

六六

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

六六

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

六六

○道路の区域を変更する件

六六

公 告

- 地方税法により特約業者の特定を取り消した件 六九
- 福島県職員(任期付研究員)採用選考を実施する件 六九
- 平成二十年身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験及び福島県市町村立学校事務職員採用選考予備試験を実施する件 六九
- 指定居宅サービス事業者の指定を取り消した件 六九
- 指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した件 六九
- 争議行為を行う旨通知があった件 六九
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 六九
- 一般競争入札を行う件 六九
- 一般競争入札を行う件 六九
- 平成二十年福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件 六九

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月七日

福島県規則第九十号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県知事 佐藤雄平

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。
第八十号様式を次のように改める。

第80号様式 (第65条、第79条関係)

法人県民税
法人事業税 (更正・決定・加算金決定) 通知書
地方法人特別税

年 月 日

福島県 地方振興局長 印

本店所在地	
法人名	様

法人番号

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税を下記のとおり更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせします。
なお、不足税額及び加算金額の納期限は、()と指定しましたから、納付書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

法定納期限	
更正決定の理由	
事業年度	から まで
期末現在の資本等の額	資本金の額 円 資本等の額 円
法人事業税	
法人県民税	
区分	課税標準額 円 税率 税 額 円
所得割	所得金額総額 円
	計
	軽減税率不適用法人の金額
	法人税割額
付加価値割	付加価値額総額
	付加価値額
資本割	資本金等の額総額
	資本金等の額
収入割	収入金額総額
	収入金額
合 計 事 業 税 額	
既に納付の確定している額	
差引過不足法人事業税額	
地方法人特別税	合計地方法人特別税額
	既に納付の確定している額
	差引過不足地方法人特別税額
分割基準	県民税 本県分 総 数
	事業税 ¹ 本県分 総 数
	売上高 本県分 総 数
	事業税 ² 本県分 総 数
過少申告加算金	通常分 $\times \frac{\quad}{100}$
	加重分 $\times \frac{\quad}{100}$
	既に納付の確定している額
	差引過不足額
不申告加算金	通常分 $\times \frac{\quad}{100}$
	加重分 $\times \frac{\quad}{100}$
	既に納付の確定している額
	差引過不足額
重加算金	適用分 $\times \frac{\quad}{100}$
	既に納付の確定している額
	差引過不足額
均等割	事務所等を有していた月数 月 $\text{円} \times \frac{\quad}{12}$ 納付確定分 差引均等割額
法人税割	課税標準となる法人税額 総 額 本県分 法人税割額 $\frac{\quad}{100}$ 外国の法人税額等の控除額 仮装経理に基づく控除額 利子割額の控除額 (控除した額) 差引税額 納付確定分 租税条約の実施に係る控除額 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 差引法人税割額
利子割	利子割額 控除した額 控除することができなかった金額 既に還付を請求した利子割額 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 還付となる利子割額
国税処理年月日	
重加対応所得金額	
重加対応付加価値額	
重加対応資本金等の額	
重加対応収入金額	
本県分重加対応税額	
重加対応法人税	
重加対応県民税	
延滞金計算の控除期間	~

第九十号様式(その五)及び第九十一号様式(その五)中「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九十号様式及び第九十一号様式の改定規定は、平成二十年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則第九十号様式(その五)及び第九十一号様式(その五)による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

告 示

福島県告示第七百四十号

銃猟禁止区域を設定する件(平成十四年福島県告示第九百二十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域を設定する」を「特定猟具使用禁止区域を指定する」に改める。
一の表会津農林高校新鶴農場銃猟禁止区域の項を次のように改める。

新鶴特定猟具使用禁止区域

大沼郡会津美里町立石田地内の県道赤留塔寺線と町道百六号長尾・立行事線との接点を起点として、同町道を北東に進み、町道三百六十号築田・長尾線との接点に至り、同町道を北西に進み、更に北東に進み、町道百二号上小沢・水島線との接点に至り、同町道を北に進み、同町と河沼郡会津坂下町の境界線との交点に至り、同境界線を東に進み、高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線との交点に至り、同国道を東に進み、県道会津坂下会津高田線との交点に至り、同県道を南に進み、町道三百五十三号出戸田沢・新屋敷線との交点に至り、同町道を東に進み、農道千九百十九号との交点に至り、同農道を南に進み、一級河川佐賀瀬川堤防との交点に至り、同交点から新鶴第三号幹線排水路放水水工の中心点を通る直線を直進し、大沼郡会津美里町と会津若松市の境界線との交点に至り、同境界線を南に進み、会津若松市宮袋新田樋門と町道三百二十四号松ノ目・新田線の終点を結ぶ直線との交点に

至り、同直線を西に進み、町道三百二十四号松ノ目・新田線との接点に至り、同町道を西に進み、更に北に進み、更に西に進み、県道会津坂下会津高田線との交点に至り、同県道を北西に進み、県道会津若松三島線との交点に至り、同県道を西に進み、町道三百五十号根岸・村中線との接点に至り、同町道を西に進み、町道百七号根岸・佐賀瀬川線との接点に至り、同町道を北西に進み、県道赤留塔寺線との接点に至り、同県道を北西に進み、起点へ至る線で囲まれた区域

- 二を三とし、一を二とし、二の前に次のように加える。

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

(自然保護課)

福島県告示第七百四十一号

特定猟具使用禁止区域を指定する件(平成十九年福島県告示第七百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 二の表金山番沢特定猟具使用禁止区域の項区域の欄を次のように改める。

白河市表郷番沢地内の市道里見木戸ヶ入線と市道和田久ノ内線の接点を起点として、同市道を南に進み、更に東に進み、市道松上久ノ内線との接点に至り、同市道を東に進み、市道二ツ堂赤沼線との接点に至り、同市道を東に進み、一級河川黄金川左岸との交点に至り、同河川左岸を南に進み、市道犬神線との交点に至り、同市道を南西に進み、林道桜平犬神線との接点に至り、同林道を西に進み、市道里見木戸ヶ入線との接点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

(自然保護課)

福島県告示第七百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年十一月七日から平成二十一年三月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド原町店 南相馬市原町区北原字前谷地二百五十二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 昭和運輸株式会社
代表者の氏名 代表取締役 鎌田 武雄
住所 南相馬市原町区雫字聖下二百五十九番地の二
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヤマダ電機
代表者の氏名 代表取締役 山田 昇
住所 群馬県高崎市栄町一番一号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年六月二十五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千七百十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
一 位置 別紙図面のとおり
二 収容台数 百二十三台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
一 位置 別紙図面のとおり
二 収容台数 八十一台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
一 位置 別紙図面のとおり
二 面積 百七十七平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一 位置 別紙図面のとおり
二 容量 四十一立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
一 開店時刻 午前十時
二 閉店時刻 午後十時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
一 数 二か所
二 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後十時まで
七 届出年月日
平成二十年十月二十四日
〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百四十三号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十一月七日から平成二十一年三月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年十一月七日
福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル原町西店 南相馬市原町区南町四丁目七ほか

二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) スーパーセンター原町
(変更後) ヨークベニマル原町西店
変更した年月日
平成二十年九月一日
届出年月日
平成二十年十月二十七日

三 変更した年月日
平成二十年九月一日

四 届出年月日
平成二十年十月二十七日

五 届出をした者
株式会社藤越
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百四十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年十一月七日
福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
			七・〇	〃

公 告

公告第五百七十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年十一月七日

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所の 指定取消年月日
オキタ鉱油株式会社 沖田 修 南相馬市原町区橋本町二丁目 平成二〇年九月一六日

社 所在地 目一番地 (税 務 課)

公告第五百七十二号

福島県職員（任期付研究員）採用選考を次のとおり実施します。
平成二十年十一月七日

一 試験を実施する職種 福島県知事 佐藤 雄 平

二 任用予定期間 農業（農業気象、生物環境科学及び作物栄養）に関する技術職

三 選考期日 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 選考申込受付期間 平成二十年十二月八日（月）

五 受付窓口及び問い合わせ先 平成二十年十一月七日（金）から同月二十八日（金）まで

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二一）五二一―七三九一）

（人 事 課）

県道三春日和田線	郡山市日和田町字沼田 十二番三地先から 同日和田町字植初 二二番八地先まで	変更前 一八・二	変更後 七・〇、 二九・一	三四〇・〇	三四〇・〇
----------	--	-------------	---------------------	-------	-------

（道路計画課）

公告第五百七十三号

平成二十年度身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験及び福島県市町村立学校事務職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成二十年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験を実施する職種

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条第一項の規定に基づき身体障害者を採用する職

二 採用予定人員

- 1 福島県職員（行政事務） 三名程度
- 2 福島県市町村立学校事務職員 一名程度

三 受験資格

次のすべての要件を満たす者

- 1 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者
- 2 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が一級から四級までの者
- 3 活字印刷文（文字の大きさは十ポイント程度）による出題に対応できる者（福祉機器の使用により対応できる者を含みます。）
- 4 次に掲げる職種別資格に該当する者

- (一) 福島県職員（行政事務） 昭和五十四年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた者で、日本国籍を有している者
- (二) 福島県市町村立学校事務職員 昭和六十二年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた者で、日本国籍を有している者

四 試験期日

平成二十年十二月五日（金）

五 受験申込受付期間

平成二十年十一月七日（金）から同月二十八日（金）まで

六 受付窓口

福島県人事委員会事務局採用給与課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七五九〇）

七 問い合わせ先

- 福島県総務部人事総室人事課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七〇三三）
- 福島県教育庁教育総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七七二）
- 福島県教育庁学校経営支援課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七七七二）
- 福島県人事委員会事務局採用給与課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一―七五九〇）

（人 事 課）

公告第五百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定の取消しの年月日	サービスの種類
指定訪問介護事業所有 限会社有馬	いわき市三和町渡戸字弓張 木一四一四	有 限 会 社 有 馬	いわき市三和町渡戸字宿頭 一一九	平成二〇年 一〇月三二 日	訪問介護

（福祉監査課）

公告第五百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五条の八第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定の取消しの年月日	サービスの種類
指定介護予防訪問介護事業所有 限会社有馬	いわき市三和町渡戸字弓張 木一四一四	有 限 会 社 有 馬	いわき市三和町渡戸字宿頭 一一九	平成二〇年 一〇月三二 日	介護予防 訪問介護

（福祉監査課）

公告第五百七十六号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十年十月三十日付けで通知があった。

平成二十年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 日時 平成二十年十一月十二日から問題解決までの期間
- 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、双葉厚生病院、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にここヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院付属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

（雇用労政課）

公告第五百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年十一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行なった者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可年月日	工事の完了年月日
福島市	矢細工	農道整備	平成一〇年四月 二二日	平成一五年三月 二八日
同	烏川堀	基盤整備促進 （農業用用排水施設）	平成一二年一〇月 六日	平成一六年三月 二九日

（農村計画課）

公告第五百七十八号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月七日

福島県相双建設事務所長 堀 内 進

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 登記事務業務委託 一式
- 2 業務の様態等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十年十一月二十八日から平成二十一年二月二十七日まで
- 4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 次のア及びイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - イ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

- 3 平成十八年度及び平成十九年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記事務の実績が十件以上ある者であること。
- 4 補助者がいる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- 1 提出期間 平成二十年十一月七日（金）から同月十八日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九七五〇〇三一
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
福島県相双建設事務所総務部総務課
電話番号〇二四四一二六一一二〇八

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成二十年十一月十八日（火）午後五時まで必着とする。

契約条項等を示す場所等

四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

- 2 入札及び開札の日時 平成二十年十一月二十七日（木）午後一時三十分

- 3 入札及び開札の場所 福島県南相馬合同庁舎南庁舎四〇一会議室（福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地）

- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

- この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県相双建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

- 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（総務部）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第51号

IC免許証記載事項確認装置の貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246

条第1項の規定により公告する。

平成20年11月7日

福島県警察本部長 久 保 潤

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 1 C免許証記載事項確認装置 4式 (搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成21年1月1日から平成27年12月31日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2に(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年11月17日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部会計課入札係
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年11月26日(水)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
 - (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部分告第52号

平成20年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。
平成20年11月7日

福島県警察本部長 久 保 潤

1 試験を実施する職種、採用予定人員及び試験期日

試験を実施する職種	採用予定人員	試験期日
少年警察補導員	3名程度	平成20年12月6日(土)
犯罪鑑識技術員(指紋)	1名程度	
犯罪鑑識技術員(写真)	1名程度	

2 受験申込受付期間

平成20年11月10日(月)から同月28日(金)まで(郵便等による申込みは、同月28日までの通信日付印のあるものに限って受け付けます。)

3 受付窓口及び問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部警務部警務課
 電話024-522-2151 内線2624又は2626

(警 務 課)